



札環対第 50681 号
令和 2 年(2020 年)10 月 6 日

北海道知事 鈴木 直道 様

札幌市長 秋元 克広



(仮称) 石狩・厚田洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
意見について (回答)

令和 2 年 8 月 7 日付け環境第 462 号にて照会のありました標記の件につきま
して、下記のとおり回答いたします。

記

本事業では石狩・厚田沖の一般海域に最大で高さ 250m に到達する巨大な風力
発電機が多数（最大 140 基）建設されることにより、石狩湾を望む景観に重大
な影響を及ぼす可能性があることから、事業計画の更なる検討に当たっては、
次に掲げる事項について検討を加え、本事業による環境影響を極力回避又は低
減すること。また、検討結果を方法書以降の手続に反映させること。

1 総論

(1) 累積的影響について

当該事業実施想定区域の周辺には、他事業者による風力発電事業が稼動
中又は環境影響評価手続中であるため、これら他事業と本事業に伴う累積
的影響が懸念される。

このため、特に先行事業に対する累積的影響については、可能な範囲に
おいて情報等の収集に努めたうえで、予測及び評価を行うこと。

(2) 事業実施区域の設定について

本配慮書では、事業計画の熟度等の関係から事業実施想定区域を大きく
設定しているが、方法書以降の手続においては事業計画の熟度を高めると
ともに、風力発電機の配置等を慎重に検討したうえで事業実施区域を設定
すること。

2 各論

(1) 景観に対する影響について

ア 眺望地点の選定に当たっては、その地点を選定するに至った理由についても詳細に記載すること。

イ 風力発電機の面的な広がりによる影響を適切に把握するため、調査、予測及び評価に当たっては、フォトモンタージュを作成する等のより適切な方法を導入したうえで、住民意見等を踏まえ評価を行うこと。

ウ 本配慮書において景観に対する影響の評価指標には、平成12年に環境省がまとめた「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（II）調査・予測の進め方～資料編～」（環境省「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告）に記載の「送電鉄塔の見え方」を元とした垂直視野角を採用しているが、札幌市内の眺望点には、遠景域又は遠景域以遠に及ぶような風力発電機の視距離が比較的遠い地点が多い。

このため、上述のような中景域の視認性を主な対象とした垂直視野角に係る指標のみならず、遠景域又は遠景域以遠の景観への影響を評価する指標についても最新の知見や事例の収集など十分な検討を行ったうえで、調査、予測及び評価を行うこと。

エ 景観に関する調査、予測及び評価を行うに際しては、地域を特徴づける自然、文化、歴史などその地域における景観の特徴に関する情報の収集等に努め、その結果をわかりやすく記載すること。

【担当】

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課

電話:011-211-2879 FAX:011-218-5108